

特集

株式交換等による 持株会社化における 税務上の留意点

講演者 税理士：朝長 英樹
税理士：中川 里奈

目	次
1 はじめに 29	5 株式交付制度について 42
2 事業関連性要件の判定 29	(1) 税制措置の概要 42
3 資本関係がグループ内で完結してい る場合の完全支配関係の判定 32	(2) 株式交付と株式交換の比較 43
4 無対価株式交換における適格判定 38	6 むすびに 44

1 はじめに

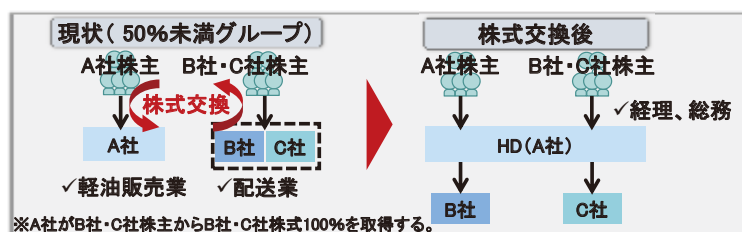
中川 ケーススタディ形式で3つの事例と株式交付制度について取り上げます。なお、株式交換による事例を中心に解説しますが、中心として取り上げる適格要件

は、株式移転や会社分割等の他の組織再編成にも共通する内容となります。

2 事業関連性要件の判定

中川 事案の概要は図表1のとおりです。以下、2点について検討します。

図表 1 事業関連性要件の判定



事案の概要

- グループ内の共通業務をHDに集約し、経営合理化を図るため、A社を株式交換完全親法人、B社、C社を株式交換完全子法人とする適格株式交換により持株会社体制を構築
- 3社に支配関係はなく、共同事業要件の充足が必要
- B社、C社は配送事業を行っており、A社は、B社及びC社に対して配送用トラックに使用する軽油販売を行っている。
- 株式交換前に経理業務等（3社の経理、総務等）の集約を進めており、A社に業務委託料収入が発生している。

検討① 軽油販売業を営むA社は、配送業を営むB社、C社に対して、配送用トラックの軽油販売を行っていることから、3社は事業関連性があるように考えられるが、当該取引があることを理由に事業関連性要件を満たすと判断していいか。

検討② 株式交換前に3社の経理業務等をA社に集約し、A社が業務委託を受けていることによりA社の事業とB社及びC社の事業について、「相互に関連するもの」として、事業関連性要件を満たすと考えられるか。

朝長 検討①について解説します。事業関連性要件は、組織再編成が事業を一緒に営むこととすればメリットがあるというものであるのか否かということ問うものです。これが事業関連性要件の趣旨であるということです。取引があるからといって、それを以って事業関連性要件を満たすということになるわけではなく、軽油販売業と配送事業とは相互に関連す

るものとは言えないため、軽油の取引があるということだけでは、事業関連性要件を満たさないものと考えられます。

A社は、B社、C社に対し軽油を販売するという取引を行っているわけですが、事業関連性要件は、「取引存在要件」ではありませんので、取引があるからといって、事業関連性があるということになるわけではありません。取引がなくても事業関連性があるという判断になることもあれば、取引があっても事業関連性がないという判断になることもあります。仮に、A社がB社とC社に軽油販売を行っているということで、事業関連性があるということになるとすれば、A社はいろいろなところで軽油を販売しているはずですから、A社は、軽油の販売先の全てと事業関連性がある、ということになってしまいますが、事業関連性要件は、そのように判断をする趣旨で設けられたものではありません。

ただし、仮に、A社が軽油販売高を大

きく増やすために、B社とC社あるいはその他の会社も含めて配送業を行っている会社をたくさん買収しようとしているというようなケースであったとすれば、B社とC社を100%子会社にするというのは、事業戦略の一環と見ることも可能ですので、事業関連性があると判断することができます。要は、個別具体的に事情を勘案して判断をする必要がある、ということです。

事業関連性があるかないかということになると、ほとんどの方が「事業関連性の判定」という見出しの法人税法施行規則3条があることを思い起こされるはずですが、同条に関しては、少し注意が必要です。

法人税法施行規則3条の規定は、そこに書いてあるものについては事業関連性があるとみてよいとするためだけのものであって、そこに書いてないものをアウトにしようとするためのものではありません。

例えば、国税庁から、投資法人の合併について事業関連性があるかどうかということに関するQ & A^{*1}が出されていますが、投資法人は、法人税法施行規則3条にある固定施設もありませんし、従業者も存在しません。したがって、法人税法施行規則3条に書いてあることだけで判断すると、事業関連性はない、ということになってしまいますが、投資法人の特性を考えると、そのような判断は適切ではないことが明らかです。そのよう

な事情もあって、投資法人の場合は固定施設や従業者等が存在しないということであっても、事業関連性があるという判断が示されています。

このケースからも分かるように、法人税法施行規則3条の「事業関連性の判定」は、形式的に適用するものではないということに注意する必要があります。

検討②については、「A社がB社及びC社の経理業務等を行っているということであれば、A社の事業とB社及びC社の事業とは「相互に関連するもの」ということになり、事業関連性要件を満たすこととなる。」と捉えることが可能です。

しかし、例えば、この経理業務等をA社が行うという行為が何のメリットもなかったとしたら、どうなるでしょう。ただ手間が掛かるだけで、A社はB社とC社の経理業務等を行うということをメリットがないにもかかわらず行っているだけだということであれば、どういうことになるのか、ということです。そうすると、自ずと、それは適格の要件造りのためにやっていることだ、ということで、租税回避ということにならないとも限りません。

また、株式交換前に、既にメリットは経理業務等をA社が行うことで達成されていて、株式交換によってB社とC社がA社の100%子会社となることに何のメリットもない、ということであったとしたら、どうなるのでしょうか。そうすると、株式交換を行う意義はないということ

^{*1} 国税庁文書回答事例「投資法人が共同で事業を営むための合併を行う場合の適格判定について (<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/090319/index.htm>)

とになり、事業関連性要件の趣旨に適うものではないという指摘を受けることになることも、あり得るわけです。

このケースでいうと、経理業務等をA社が行うことと株式交換とのいずれにもメリットがあるというような状況になっていないと、法が予定する適格ということにはならない、ということです。

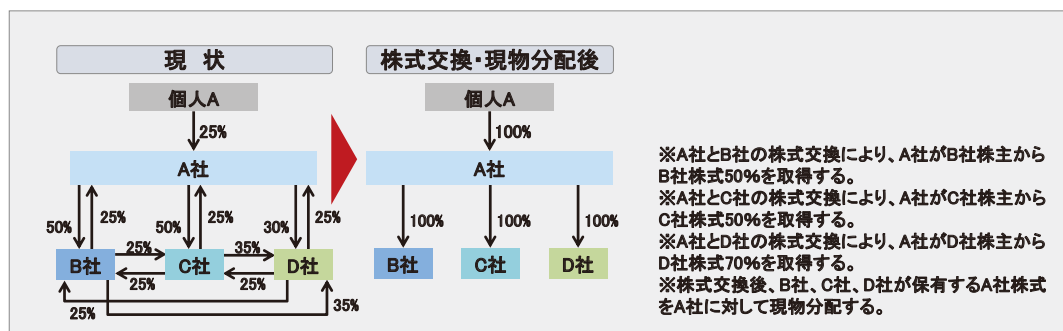
このように、組織再編成税制の考え方

と個々のケースの具体的な事情をうまくリンクさせて判断することが必要となりますので、そのような点に注意して頂ければ良いのではないかと思います。

3 資本関係がグループ内で完結している場合の完全支配関係の判定

中川 事案の概要は、図表2のとおりです。

図表2 資本関係がグループ内で完結している場合の完全支配関係の判定



事案の概要

- A社グループは、複雑化した資本関係を解消し、将来的にはグループの統合による再編等を行うことを視野に入れ、A社を完全親法人とする株式交換を実施する。
- A社グループは発行済株式を相互に保有しており、50%超を保有する株主も外部株主も存在しない。
- 株式交換後に、株式を現物分配することにより、持合関係を解消する。

この事案は、図表2に記載しているとおり、株式交換前に50%超の株式を保有している株主が存在せず、「支配関係」がないことから、共同事業要件による適格要件の検討が必要ではないかと考える方も少なくないと思います。しかし、現状の資本関係図をご覧頂くと分かりますとおり、個人Aを含めてグループ内で資本関係が完結していることから、完全支配関係による判定ができるのではないかと考えることもできます。このため、「完全支配関係」の定義について、以下、2

点の検討をします。

検討① A社グループには、発行済株式等の全部を保有する「一の者」が存在しないが、グループ内で資本関係が完結していることから、法人税法2条12号の17イにいう完全支配関係があるといえるか。

検討② 「完全支配関係その他の政令で定める関係」のうち、法人税法施行令4条の3第18項1号の「株式交換完全親法人による完全支配関係」、同2号の「同一の者による完全支配関係」のいず

れにより判断すべきか。

朝長 この事案は、条文が読みにくく、少し疑問もあるという問題意識を持って取

り上げたということですので、まず、条文に則して説明します。

図表 3 完全支配関係に係る法令の規定

※ 括弧書き等一部省略

完全支配関係(法2十二の七の六、法令4の2②)	適格株式交換等(法2十二の十七イ、法令4の3⑩)
十二の七の六 完全支配関係 一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係(以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。) 又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。	十二の十七 適格株式交換等 次のいずれかに該当する株式交換等で株式交換等完全子法人の株主等に株式交換等完全親法人又は株式交換完全支配親法人のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないものをいう。 イ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換
法2条十二号の七の六に規定する政令で定める関係は、一の者(その者が個人である場合には、その者及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人)が法人の発行済株式等(発行済株式(自己が有する自己の株式を除く。))の総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が百分の五に満たない場合の当該株式を除く。以下この項において同じ。)の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この項において「直接完全支配関係」という。)とする。 この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。	法第2条第十二号の十七イに規定する政令で定める関係は、次に掲げるいずれかの関係とする。 一 株式交換前に当該株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に 当該株式交換完全親法人による完全支配関係があり 、かつ、当該株式交換後に当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合における当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間の関係(次号に掲げる関係に該当するものを除く。) 二 株式交換前に当該株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に 同一の者による完全支配関係があり 、かつ、次に掲げる要件の全てに該当することが見込まれている場合における当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間の関係

法人税法2条12号の7の6には、「完全支配関係」の定義が設けられています。この「完全支配関係」の定義は、平成22年の改正で設けられたもので、平成13年に組織再編成税制が創設された時には、このような定義は設けていませんでした。法人税法2条12号の7の6においては、「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」とされていますので、「完全支配関係」の定義は、その全てが政令に委任された状態となっています。その政令が、法人税法施行令4条の2第2項であり、同項においては、「法人税法第二条第十二号の七の六に規定する政令で定める関係は、一の者(その者が個人である場合には、その者及びこれと前

条第一項に規定する特殊の関係のある個人)が法人の発行済株式等(発行済株式(自己が有する自己の株式を除く。))の総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が百分の五に満たない場合の当該株式を除く。以下この項において同じ。)の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この項において「直接完全支配関係」という。)とする。」と定めています。

そして、後段で、「この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済

株式等の全部を保有するものとみなす。」と定めています。

平成13年に組織再編成税制が創設された時は、「完全支配関係」という定義は設けずに、それぞれの組織再編成ごとに「完全支配関係」というものを定義していたわけですが、そこでは、基本的には、「発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係」と定義し、「間接に保有する関係」とは「持株関係が連鎖的に連なる関係」とであると定義していました。それを平成22年に現在のような形に改正したということになっているわけです。

この平成22年の改正には、いくつか疑問がありますが、その内の2点についてお話をさせていただきます。

上述のとおり、法人税法施行令4条の2第2項の前段の規定は、「完全支配関係」を「直接完全支配関係」と定めています。

そして、後段で、「この場合において」という文言から書き始めて、発行済株式等の全部を間接的に保有する関係について定めています。

このように、前段と後段に規定を分けて、「この場合において」という文言で後段を書くというのは、どういふときなのかというと、前段で書いたことに何かを付加するとき、あるいは前段で書いたことを補足するときということになります。法人税法施行令4条の2第2項をこのように書くと、直接100%の株式を保有している関係が基本であって、間接的に100%の株式を保有している関係は、追加又は補足である、ということになり

ます。

しかし、そのような整理は正しいのでしょうか。組織再編成税制においては、直接の100%子会社も、間接の100%子会社も、同じグループ法人であると捉えて制度を創っています。組織再編成税制の取扱いがそのようになっていることは、皆様方も、ご承知のとおりです。

しかし、法人税法施行令4条の2第2項の「完全支配関係」の定義は、そのようにはなっていないわけです。「完全支配関係」の定義は、組織再編成税制だけではなく、グループ法人税制など、他の制度でも使われています。このため、法人税法における「完全支配関係」とはどのようなものなのかという話になるわけですが、「完全支配関係」とは直接に株式の100%を保有している関係が基本であって、間接に株式の100%を保有している関係はおまけだという話になるのか、ということになってくるわけです。

このように、この政令の作り方には大きな疑問がある、と言わざるを得ません。

また、「この場合において」という文言で始まる後段を見てみると、「当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が」とあって、その後「他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。」と書いていますが、この「他の法人」というのは、どういう法人なのかというと、文字どおり、「他の法人」という以上のものではなく、連

鎖的に資本関係が連なって複数の法人が存在する場合であっても、孫会社まで含まず、ひ孫会社以下の法人は含まれません。この後段を正しく解釈すれば、そういうことにしかありません。「完全支配関係」について、前段と後段に分けてこのような定め方をするという前提に立って、仮に、ひ孫会社以下を「完全支配関係」にないということにしようとしたら、どのように書くことになるのかという、このように書くことになります。

しかし、ご存じのとおり、ひ孫会社以下の間接支配にある100%子会社であったとしても、「完全支配関係」があるという取扱いをしています。

つまり、平成22年に設けた「完全支配関係」の定義には、大きな疑問がある、ということです。

例えば、皆様方が若い勉強したての方から「法人税法における完全支配関係とはどのようなものですか？」と尋ねられたとしたら、皆様方は、どのように答えられますか。「完全支配関係は、直接に株式の100%を保有している関係であって、間接に株式の100%を保有している関係はおまけだ」と答えられるのでしょうか。また、ひ孫会社を対象とする株式交換を行うというケースで、仮に、お客様から「ひ孫会社は完全支配関係にあるというように、条文では読めないのです、ひ孫会社の資産の含み損を計上して税金を減らして下さい」と言われたとしたら、皆様方は、どのように対応することになるのでしょうか。

また、検討②に関するものということになりますが、図表3における法人税法

施行令4条の3第18項1号の最後の青字の「次号に掲げる関係に該当するものを除く。」という括弧書きは、平成13年にも同じように入れさせて頂いたものです。法人税法施行令4条の3第18項の柱書に「法人税法第二条第十二号の十七イに規定する政令で定める関係は、次に掲げるいずれかの関係とする。」とされていますので、法律の文言の作成技術上の観点からすると、この括弧書きは不要ということになるものです。しかし、この括弧書きは、そのようになることを承知の上で、敢えて入れさせて頂いたものです。それは何故かという、組織再編成税制の基本的な考え方が明確に分かるようにしておいた方が良く考えたからです。つまり、組織再編成税制は、「グループ税制」であって、「法人間関係税制」ではありませんので、「完全支配関係」があるのか否かということは、まず、2号の関係があるのか否かを判断することとし、2号の関係があればそれを「完全支配関係」と捉え、2号の関係がない場合にのみ、1号の関係があるのか否かを判断することとし、1号の関係があればそれを「完全支配関係」と捉える、ということ。

検討①に戻りますと、図表4の解説には、「A社グループには、個人A以外の外部株主がいないため、個人Aを「一の者」とする完全支配関係があると見ることができる。また、株式の持合いを相殺して実質的な支配関係を確認すると、A社を「一の者」とする完全支配関係があると見こともできる。ただし、平成22年度税制改正によって設けられた法人税

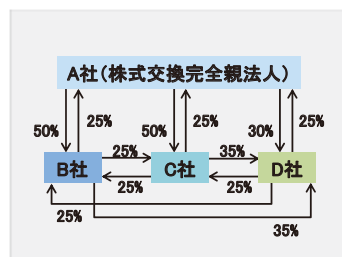
法施行令4条の2第2項の文言から上記のように読み取することはできない。」と

書かせて頂いております。

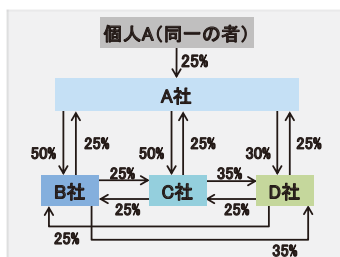
図表4 解説

- A社グループには、個人A以外の外部株主がないため、個人Aを「一の者」とする完全支配関係があると見ることができる。また、株式の持合いを相殺して実質的な支配関係を確認すると、A社を「一の者」とする完全支配関係があると見ることできる。ただし、平成22年度税制改正によって設けられた法令4の2②の文言から上記のように読み取することはできない。
- 法令4の3⑩の一と二のいずれによっても完全支配関係となるが、同一の括弧書きにより同二が優先するものとされているため、同二の「同一の者による完全支配関係」となる。

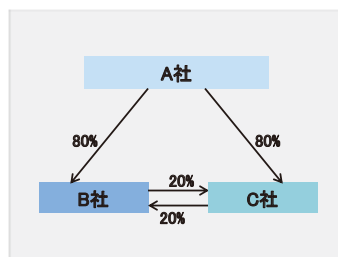
「株式交換完全親法人による完全支配関係」



「同一の者による完全支配関係」



国税庁QA:「問4 資本関係がグループ内で完結している場合の完全支配関係について」



まず、図表4の右端の図を見てください。これは、国税庁がQ & A^{*2}で出しているものです。このケースでは、A社は、B社の株式の80%とC社の株式の80%を保有しており、B社とC社は、お互いに株式の20%ずつを持ち合っています。3社の株式の100%を保有している者はいないため、法人税法4条の2第2項の文言どおりに判断すれば、「完全支配関係」はないということになります。しかし、このケースについて、国税庁は、「平成22年度の税制改正により、100%持株関係のあるグループ内の法人間の取引につき課税上の措置が講じられた趣旨は、グループ法人が一体的に経営されている実態に鑑みれば、グループ内法人間の資産の移転が行われた場合であっても実質

的には資産に対する支配は継続していること……」というように、平成22年の改正を根拠として、外部の株主が誰もいないので「完全支配関係」があることになると回答しています。

図表4の解説の1行目の記載は、この国税庁の回答と同じことを記載したものです。皆様方も、それはそうなるだろうと思われるでしょうが、同解説の2行目には、「また、株式の持合いを相殺して実質的な支配関係を確認すると、A社を「一の者」とする完全支配関係があると見ることできる。」と書かせて頂きました。皆様方は、1行目と2行目の違いをあまり意識されないのではないかと思います。グループを全体として見て外部の者が全く株式を保有していないと

^{*2} 国税庁質疑応答事例「資本関係がグループ内で完結している場合の完全支配関係について」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/33/01.htm>)

いうことであれば完全支配関係になるという見方と、株式の持合い関係を相殺すれば完全支配関係になるという見方には、かなりの違いがあります。

平成13年に組織再編成税制が創設された時には、株式の持合いがあれば、相殺して完全支配関係があるかどうかを判断してください、と説明していたのですが、平成22年に改正をしてから、そこがどのようになるのかということがよく分からなくなっています。

「完全支配関係」の場合は、どちらの見方をしても答えが同じになりますので、違いが分かりにくいのですが、「支配関係」の判定をしてみると、二つの見方のいずれを採るのかということによって答えが違ってくることが分かります。

例えば、この国税庁のQ & Aのケースを少し修正し、B社の株式をA社が31%保有し、外部の者であるD社が49%保有していたというケースであったとしたら、どうなるのかということを考えてみると、グループ外の者がどれだけ株式を保有しているのかという見方をすると、外部の者が49%を保有していますので、このグループは「支配関係」がある、と見ることができます。

しかし、持合い関係を相殺して判断するという見方をすると、B社とC社は20%ずつお互いの株式を保有していますので、20%ずつの持合いは、無くなります。そうすると、A社はC社の80%の株式を保有していますが、これがC社の株式の全てということになりますので、A社とC社は「完全支配関係」にあるということになります。

B社はどうなるのかというと、20%ずつの持合いを相殺すると、A社の31%とD社の49%が全てということになり、D社の49%は実質的に60%程度でA社の31%は実質的に40%程度ということになりますので、B社は、A社と「支配関係」にあるのではなく、D社と「支配関係」にあるという判定となります。

このように、図表4の解説の1行目と2行目のどちらの見方をするのかによって、判定が変わるわけです。

どちらの判定が適切なのかということを考えてみましょう。

仮に、B社とC社はそれぞれ利益が100あって、その100の全てを株主に配当するとすれば、どうなるのかというと、B社とC社は株式を20%ずつ保有していますから、20%ずつの利益の配当は、事実上、相殺されてどちらとも無しということになり、C社においては、A社に対してのみ80の配当を行い、B社においては、D社とA社に対してしか実質的な配当を行わず、D社には49（実質的な配当総額80の6割）、A社には31（同4割）の配当をするという状態が続くこととなります。このような場合、C社とA社は、「支配関係」と「完全支配関係」のどちらの関係にあると判定するのが正しいのでしょうか。また、B社はD社とA社のどちらと「支配関係」にあると判定するのが正しいのでしょうか。

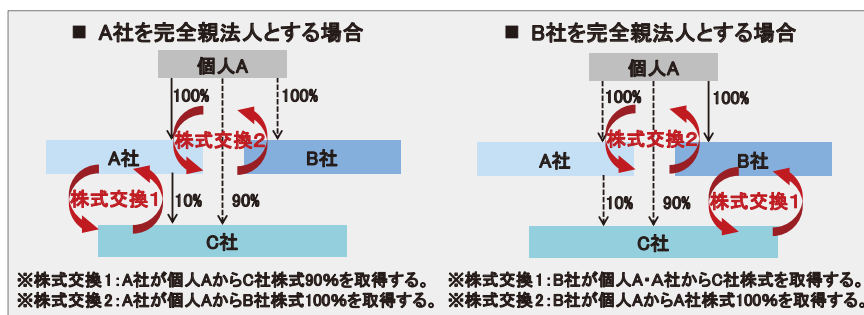
解説書で株式の持合いがある場合のグループの判定をどのように行うのかということに関して書いたものを見てみると、いずれも国税庁のQ & Aを引用しており、それで解決済みであると読み取れるもの

ばかりですが、よく確認してみると、むしろその反対に、平成22年の改正を根拠として判断を示した国税庁のQ & Aが出されたことにより、株式の持合いがある場合のグループの判定をどのように行うのかということが不明確になっています。

4 無対価株式交換における適格判定

中川 事業の概要は、図表5のとおりです。
以下、検討を行います。

図表5 無対価株式交換における適格判定



事案の概要

- A社グループは、A社又はB社を完全親法人とする2つの無対価株式交換を検討している。
- A社グループは社歴や対外的な企業イメージ、また将来的に次世代への株式の承継を考えており、経営上や事業承継の観点から、持株会社となる親会社の決定については、総合的に検討したいと考えている。
- 交換比率の算定等の手間を省くため、無対価株式交換により実行したいと考えている。

検討① A社を株式交換完全親法人、B社及びC社を完全子法人とする無対価株式交換の場合、適格株式交換に該当するか。

検討② B社を完全親法人、A社及びC社を完全子法人とする無対価株式交換の場合、適格株式交換に該当するか。

図表5の資本関係図のとおり、いずれのケースも株式を対価として交付する株式交換を行う場合、適格株式交換となりますが、B社を親会社として無対価で株式交換を行う場合は、条文に当てはめると、非適格になってしまうと考えられます。これについて、条文の趣旨から解説をお願いします。

朝長 いずれも資本関係が100%であるにもかかわらず、A社を完全親法人とする場合と、B社を完全親法人とする場合とで、どうして適格判定の結果が違うのか、理屈から考えてそれはおかしいのではないかという問題意識で、この事例を取り上げておられるということですね。

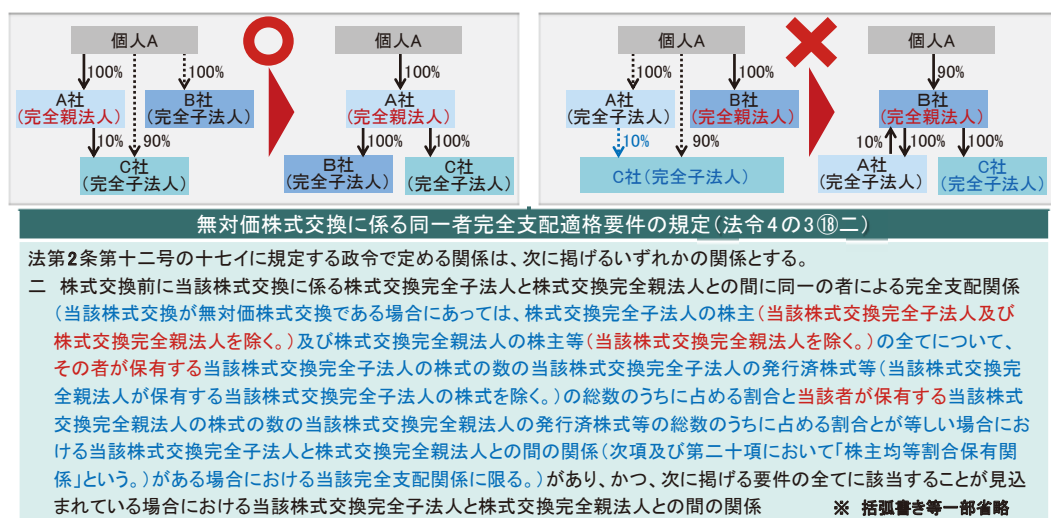
結論からお話ししますと、検討①については、「A社を完全親法人とする3社の無対価株式交換は、適格株式交換に該当する。」ということになり、検討②については、「B社を完全親法人としC社を完全子法人とする無対価株式交換（株式交換1）は、適格株式交換とはならない（法人税法施行令4条の3第18項2号

に当てはめると、C社の株主であるA社については、完全子法人株式（C社株式）の持株割合（10%）と完全親法人株式（B社株式）の持株割合（0%）が等しくない、ということになるため。」ということになります。どうしてそのよ

うなことになるのかというと、条文がそのようになっているからです。

多くの方が「組織再編成の無対価に関する規定は、分かりにくい」という話をされますが、無対価の規定が分かりにくいのは、理由があります。

図表 6 無対価株式交換に係る同一者完全支配適格要件



まず初めにお話をするべきことは、無対価の組織再編成をどのように取り扱うのかという話は何の話かということです。無対価の組織再編成をどのように取り扱うのかという話は、「対価」の話であって、「関係」の話ではありません。株式を対価として交付するのか無対価であるのかということで「関係」が変わるなどということがあるはずがなく、本来は、無対価の場合にどのように取り扱うのかということとは、「対価」の話として語らなければならないにもかかわらず、「関係」の話として語っているため、分からなくなっているわけです。

図表 6 の条文の青字部分には、株主が

株式交換完全親法人の株式と株式交換完全子法人の株式を同じ割合で保有していたら、「同一の者による完全支配関係」にあるということにする、と書いてあります。そもそも理屈がおかしいということを措いて規定を読むと、これが基本的な考え方ということになっています。

図表 6 の条文の赤字部分の括弧書きには、「当該株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人を除く。」「当該株式交換完全親法人を除く。」と書いてあります。つまり、「株主」とはいつても、株式交換完全親法人や株式交換完全子法人は除いたところの「株主」で、同じ割合で株式を保有しているのか否かということをし

判定するということです。これにも疑問があって、株主である限り、誰かを除くなどということをする必要はないはずです。

このように、無対価の取扱いの規定に関しては、大きな疑問がありますので、分かりにくいのは、当然のことです。

この条文の補足として一つお話をしておきますが、通常、組織再編成税制においては、株主が個人の場合は親族を含む

とされていますが、無対価の規定では、個人の場合であっても、親族を含むということにはなっていないため、例えば、親と子の持分割合が違うという場合には、「完全支配関係」とはなりませんので、注意が必要です。

図表7は、平成22年の改正で無対価の定めを入れた時の財務省主税局の担当者の説明です。

図表7 無対価組織再編成に係る規定を設ける改正の趣旨及び概要の説明
税制改正の解説では、次のように説明されている。

『平成22年度 税制改正の解説』(財務省)	『平成30年度 税制改正の解説』(財務省)
「税務上は、これまでも実務的に対価の交付を省略しているものについては、省略されないものとして処理がなされてきましたが、このような省略形ではない無対価組織再編成についてまで広範に行いうる状況になってきたと想定されることから、今般、資本に係る取引等に係る税制の見直しの一環として、<u>法的にこれらの取扱いを明確化し、納税者の予見可能性等を高めるため、無対価組織再編成に関する整備が行われたところ</u>です。 その整備の概要は、例えば、直接親子間で行われる分割又は同一者により直接100%保有されている子法人同士で行われる合併、分割及び株式交換については、合併、分割又は株式交換の対価として株式を交付したとしても、<u>親法人又は同一者の保有する子法人株式数が増加するのみで親法人と子法人との100%親子関係に変動はないことから、対価の交付がなかった場合についても対価の交付の省略があったと認められる場合については、税務上も対価の交付があった場合と同様となるようにする</u>などとなっています。」(320・321頁)	「対価が交付されない合併、分割及び株式交換について、以下に述べるとおり、適格組織再編成となる類型の追加及び非適格となった場合の課税関係の明確化等の整備が行われました」(316頁) 「被合併法人と合併法人の株主構成が等しい場合には、合併の対価として合併法人の株式を交付してもしなくても、<u>各株主の被合併法人株式の持分割合と合併前の合併法人株式の持分割合が合併後の合併法人株式の持分割合と等しいため、対価の交付がなかった場合についても対価の交付の省略があったと認められることから、適格合併になる類型とされたものです。</u>」(316・317頁)

どのように書いているのかというと、「これまでも実務的に対価の交付を省略しているものについては、省略されないものとして処理がなされてきました」と書いています。確かに、平成13年に組織再編成税制が創設された時は、対価を省略していても省略していないものとして処理をして下さい、と説明していました。ですから、この部分に関しては、記述は正しい、ということになります。

また、この説明には、「法的にこれら

の取扱いを明確化し、納税者の予見可能性等を高めるため、無対価組織再編成に関する整備が行われた」と書いています。つまり、「明確化」のために規定の「整備」として先ほどの条文を設けた、と説明しているわけです。

しかし、この説明は、明らかに違っています。どのように違うのかというと、対価の交付を省略しているものについて、省略されないものとして処理をするということになったら、どういう処理をする

ことになるのかというと、対価を交付しても交付しなくても同じ処理をするということになりますので、適格判定が変わるなどということはありません。対価を省略したものを省略されないものとして処理すると、当然、そうなります。対価を省略するかしないかということで適格になったりならなかったりするというのは、理論的に考えると、明らかにおかしい、ということです。

そうであるにもかかわらず、「明確化」であるとか「整備」であるとかと説明しながら、先ほど、確認したとおり、株式を対価として交付すれば適格になるものが無対価とすれば非適格になることがあるという内容の規定を創っているわけです。

また、図表7で引用した説明には、「その整備の概要は、親法人又は同一者の保有する子法人株式数が増加するのみで親法人と子法人との100 %親子関係に変動はないことから、対価の交付がなかった場合についても対価の交付の省略があったと認められる場合については、税務上も対価の交付があった場合と同様となるようにするなどとなっています。」と書いています。この説明を読むと、そんなものかなと思われるかもしれませんが、これも大分ずれています。

図表7の説明を読みながら、図表5の事例がこれに当てはまるかどうかということを確認してみてください。「親法人又

は同一者の保有する子法人株式数が増加するのみで親法人と子法人との100 %親子関係に変動はないことから、対価の交付がなかった場合についても対価の交付の省略があったと認められる場合については、税務上も対価の交付があった場合と同様となるようにするなどとなっています。」という説明は、図表5の事例と全く合っていません。つまり、この説明は条文を正しく説明したものではない、ということです。

私が東京国税局で調査審理課に配属になった時、上司から「分からなくなったら、条文に帰れ、「条文を読んで分からなかったら、『改正税法のすべて』の解説を読め」と教えられましたが、近年は、条文を読んだら分からなくなり、『改正税法のすべて』の解説を読んだら余計に分からなくなるというものが出てくる状態となってしまっています。

制度の企画立案が正しく行われて条文が正しく書かれていれば、解釈に疑問が生ずることはありませんし、解説が適切に行われていれば、理解を誤る人もいなくなるわけですが、特に、平成18年改正以後の改正部分に関しては、そのようになっているものがあり、そもそも改正をする必要があったのかという疑問があるものも見受けられるのが現実です。このため、そのようなものについては、条文の解釈や当てはめの難易度が格段に上がることとなっています。

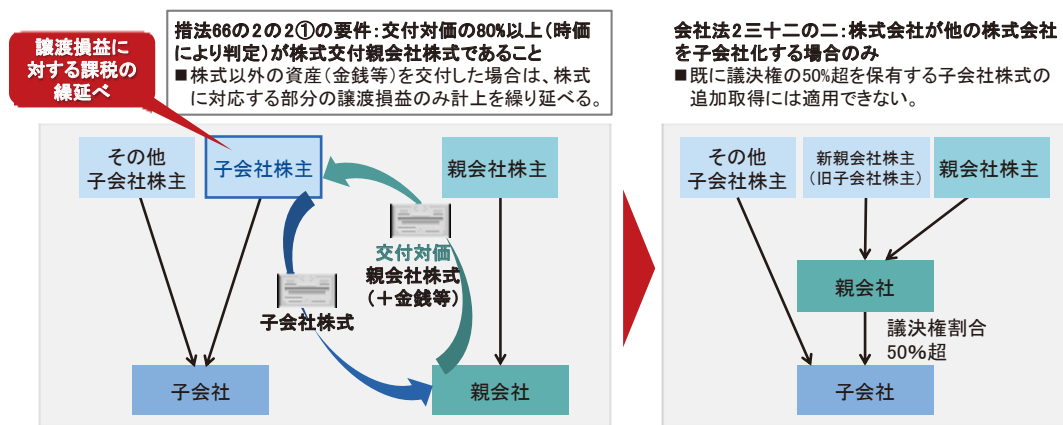
5 株式交付制度について

(1) 税制措置の概要

中川 株式交付制度^{*3}は、令和元年の会社法の改正により創設された制度であり、

従前の産業競争力強化法^{*4}の代替として、自社株式を対価とした大規模な買収や手元資金に余裕のない新興企業等によるM&Aを促進する目的のもと、創設されました。

図表8 株式交付制度について（税制措置の概要）



産業競争力強化法は、「特別事業再編計画」等の認定が必要でしたが、株式交付制度については、その認定が不要です。また、対象会社は「株式会社」に限られ、株式会社が他の株式会社会社を子会社化する場合にのみ適用可能であり、既に議決権の50%超を保有する子会社株式を追加取得する場合には採用することができません。株式交付制度の創設に伴い、税制措置についても整備が行われ、株式交付制度を利用し、一定の要件を満たした場合、

株式交付子会社の株主においては、株式の交付を受けた部分について、対価が完全親法人株式のみの場合の株式交換等のように、譲渡損益の計上を繰り延べることができることとなりました(措法66の2の2①、措法37の13の3)。

譲渡損益の計上の繰延べの主要要件としては、株式交付対価の80%以上が株式交付親会社株式であること(措法66の2の2①)、分割等の組織再編税制と同様に申告書に一定の明細書等を添付するこ

^{*3} 株式交付制度の詳細については、曾我部舞「会社法改正による株式交付制度の創設」(本誌2020年冬号)及び曾我部舞/近藤亮輔「M&A・株式集約化を促進するための措置」(本誌2021年2月号)を参照して下さい。

^{*4} 産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業者が自社株対価による買収を行う場合に、株式交付制度と同様の特例措置が講じられていましたが、株式交付制度の創設及び株式譲渡損益の計上の繰延措置の創設に伴い、この特例措置は、令和3年3月31日の適用期限をもって廃止されました。

ととされています（法規35①五、六）。

また、子会社株式の取得価額を計算する際の株主が50人以上であるか否かの判定については、産業競争力強化法の特例は、適格株式交換と同様に子会社の株主の総数によって判断する一方、株式交付制度においては、実際に株式交付制度の対象となった株主数によって判断することになります（旧措令39の10の3、措令39の10の3④一イ）。株主が50人以上である場合には、子会社の簿価純資産価額を子会社株式の取得価額とすることになることから、親会社の資本金等の額に子会社の簿価純資産価額に相当する金額が加算され、法人住民税均等割^{*5}や親会社株式の配当還元価額への影響が大きいですが、株主が50人未満の場合には、親

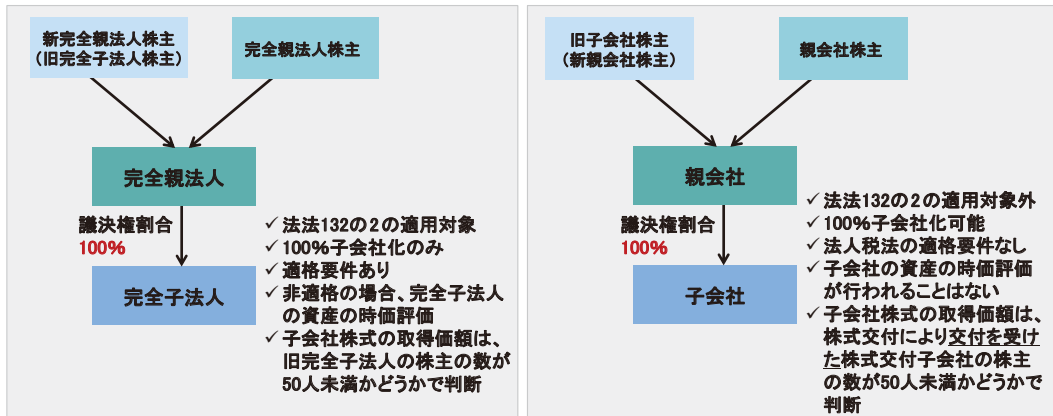
会社の資本金等の額に加算する金額は、子会社の株主の子会社株式の取得価額に相当する金額となるため、影響が少ないケースが多いと考えられます。

(2) 株式交付と株式交換の比較

朝長 株主において、株式の譲渡損益の計上を繰り延べるためには、「交付対価の80%以上（時価により判定）が株式交付親会社株式であること」という要件を満たす必要があります。図表9では、もう少し細かく株式交換との比較で制度を説明しています。株式交換では適格にならないので株式交付にするというケースやその逆のケースが出てくるものと思われます。

図表9 株式交換と株式交付の比較

■ 株式交換による完全子会社化（共同事業要件） ■ 株式交付による完全子会社化



- ✓ 株式交付は、実質的には株式交換と同様のことも行い得るが、法人税法の適格要件が適用されることはない。
- ✓ 共同事業要件の充足が困難なケースで株式交付を利用して100%子会社化するようないことが考えられる。
- ✓ 株式交付は、使い勝手が良い制度であるため、租税回避とされることがないように注意する必要がある。

^{*5} 法人住民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、法人住民税均等割の税率区分の基準を資本金と資本準備金の合計額とすることになります（地方税法52④、312⑥）。

株式交換は、組織再編成に係る行為又は計算の否認について定めた法人税法132条の2の適用の対象になりますが、株式交付は、組織再編成とはされていませんので、同条の適用対象とはなりません。

株式交付制度は、非常に使い勝手が良いだけに、租税回避とされる可能性がどうしても高くならざるを得ないわけですが、租税回避となるのではないかということになったときに、同族会社等の行為又は計算の否認について定めた法人税法132条と法人税法132条の2のどちらが適用されるのかということは、正しく理解しておく必要があります。この二つの規定は、適用の判断基準が違っていますので、そこも重要なポイントになります。

また、株式交換は「100%子会社化のみ」ということですが、株式交付は「100%子会社化可能」ということになっています。株主の全員が親会社株式をもらうことで良いという場合でも、株式交付を行うことができるわけです。

また、株式交換には「適格要件あり」ということですが、株式交付には「法人税法の適格要件なし」ということになっています。株式交付は、少し要件がゆるいと言ってもよいわけです。

また、株式交換の場合は、「非適格の場合、完全子法人の資産の時価評価」が必要になります。それに対して、株式交付の場合は、「子会社の資産の時価評価が行われることはない」ということです。子会社の資産に含み益がある場合には、株式交付が有利で、含み損がある場合には、株式交付が不利になることもあります。

す。

最後に、株式交換の場合は「旧完全子法人の株主の数が50人未満かどうか」によって、株式の取得価額が変わりますが、先ほど、中川から説明があったように、株式交付の場合は「株式交付により交付を受けた株式交付子会社の株主の数が50人未満かどうか」によって株式の取得価額と資本金等の額が変わることとなります。実務上は、これも非常に重要になるかと思います。

繰り返しになりますが、実務においては、ここに書かせて頂いているように、「株式交付は、実質的には株式交換と同様のことも行い得るが、法人税法の適格要件が適用されることはない。」「共同事業要件の充足が困難なケースで株式交付を利用して100%子会社化するというようなことが考えられる。」「株式交付は、使い勝手が良い制度であるため、租税回避とされることがないように注意する必要がある。」ということにも、留意する必要があります。

その他、一部、現金等を交付した場合に、どの程度の金額の計上を繰り延べるのかということなど、技術的なことについては、政令をよく読んだ上で、対応して頂く必要があります。

6 むすびに

朝長 同族会社の場合の持株会社化は、相続税対策のために行うというケースが多いように思われます。このため、国税当局からは、税金対策でやっていると思われることが多いと思われます。ご相談に来られるケースでは、いつもそこ

が気になるところです。相続税対策で持株会社化をするということは、本来は、決して否定されるべきことではないわけですが、調査官の立場からすると、どうしても「けしからん!」ということになってしまいがちです。

そのような場合に、どうすればよいのかということですが、私は、「組織再編成をやるときは、本当の組織再編成をやって下さい」と申し上げています。税金のことばかり考えて、形だけの組織再編成をやるから、失敗するわけです。

平成13年に創設された組織再編成税制

は、納税者が本当の組織再編成をやるということを想定して仕組みが創られていますので、本当の組織再編成をやって頂くと、おかしな結果にはなりません。本当の組織再編成とはどのようなものかという、分かり易く言えば、納税者から「税金のメリットが無かったとしても、やって良かった!」と言って頂けるような組織再編成ということです。

持株会社化だけに限られることではありませんが、組織再編成をやるというときには、このようなことも心掛けて頂きたいと思う次第です。



朝長 英樹
(ともなが ひでき)

野村資産承継研究所
税務顧問

- ◆**職歴** 昭和57年～平成7年 東京国税局・税務署において、主に法人税調査・審理に従事
- 平成7年～15年 財務省主税局において、金融取引に係る法人税制の抜本改正（平成12年）、組織再編成税制の創設・資本等取引税制の抜本改正（平成13年）、連結納税制度の創設（平成14年）などを主導
- 平成15年～18年 税務大学校研究部において、事業体税制等を研究
- 平成18年 税務大学校教授を最後に退官
- 平成19年～20年 参議院客員調査員
- ◆**現職** 日本税制研究所代表理事
- 登録政治資金監査人 朝長英樹税理士事務所所長
- ◆**著書** 『会社合併実務必携』（共著）
『グループ法人税制』（編著）
『国際的二重課税排除の制度と実務—外国税額控除制度・外国子会社配当益金不算入制度』（編著）
『会社分割実務必携』（編著）
『組織再編成をめぐる包括否認と税務訴訟』（単著）
『現代税制の現状と課題—組織再編成税制編—』（単著）

- ◆**経歴** 2009年、会計事務所勤務
2013年より税理士法人山田&パートナーズにおいて相続・事業承継及び組織再編コンサルティング業務に従事。
その後、みずほ証券株式会社勤務を経て、2018年より現職。
税理士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員
早稲田大学大学院会計研究科 非常勤講師

中川 里奈
(なかがわ・りな)

野村資産承継研究所
主任研究員